



熊 賃 審 発 第 13 号

令 和 7 年 9 月 4 日

熊本労働局長

金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け熊労発基 0715 第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。



熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 034円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年1月1日

令和 7 年 9 月 4 日

令和 7 年度熊本県最低賃金額の改正決定に関する公益委員見解

公益委員として、本年度の熊本県最低賃金について、82 円の引上げ（1,034 円）を妥当なものとする。その理由は次のとおりである。

1 中央最低賃金審議会の基本的な考え方

- ① 中央最低賃金審議会は、最低賃金法第 9 条第 2 項に定める地域別最低賃金の考慮要素である地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に則して審議を行った結果、令和 7 年度の地域別最低賃金額改定の目安について、熊本県を含めた C ランクの目安額を 64 円とした。これと同時に答申で、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守る」とともに、中央最低賃金審議会「公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する」とした。
- ② 「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」によれば、中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意しつつ、法定 3 要素たる労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力の客観的データに基づいて目安額の審議が行われた。
- ③ 「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」では、労働者の生計費につき最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることで、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要があるとした。とりわけ消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)が昨年 10 月から本年 6 月まで平均 3.9%、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から本年 6 月まで 4.2%から 6.7%の伸び率になっていることを注視している。
- ④ 賃金に関する指標では、連合の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率、経団連の春季労使交渉月例賃金引上げ結果(第 1 回集計)、日商による中小企業の賃金改定に関する調査、厚生労働省の 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果、第 4 表①②③のいずれも、昨年を上回る賃金上昇率であるとした。
- ⑤ 通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではなく、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を元に議論を行ってきたことを確認した。その上で、売上高計上利益率が安定して改善傾向にあること、従業員一人当たり付加価値額が改善していること、価格転嫁が改善しつつあること、

労務費における価格交渉が行われた企業が増加していること、コスト全体の価格転嫁率が増加しているといったことから、賃金支払能力が改善傾向にあり、景気や企業の利益も改善傾向にあることを指摘した。一方で、売上高経常利益率の大企業と中小企業、製造業と非製造業との差が開き二極分化の状況にあることから、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業が存在し、倒産件数が増加していることも指摘されている。

- ⑥ 最低賃金の引上げ率の水準には一定の限界があるが、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視すると同時に、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとした。その上で、今年度の各ランクの引上げ額の目安額については、全国加重平均 63 円(6.0%)を基準として検討することを適当とし、熊本県を含むCランクの引上げ額を 64 円(6.7%)とした。

2 熊本県最低賃金の決定方法について

熊本県最低賃金の改正決定にあたり、最も重要な要素は最低賃金法第9条第2項の3要素であり、熊本県における「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決定されることになる。その際には、令和7年7月15日付熊本労働局長発熊本地方最低賃金審議会宛「最低賃金の改正決定について(諮問)」(熊労発基 0715 第4号)が「『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2025』に配意」した調査審議を求めていることへの配慮も必要となる。また、審議に際しては、熊本県の実態に即した最低賃金の決定審議をすることが求められる。したがって、熊本県における各種の客観的資料に基づき検討するだけでなく、全国における熊本県の消費者物価指数の位置づけ、県内世帯のエンゲル係数と生活保護世帯のエンゲル係数との相関、最低賃金による実質的な賃金上昇率および熊本県の平均賃金と最低賃金の割合の位置づけ、各都道府県の産業における名目労働生産性および産業構造、人材流出の状況等も勘案することとした。

以上から、本公益委員見解を作成するに際しては、熊本県における法定3要素を検討した上で、各種客観的資料に基づいた事項や熊本県の実情も踏まえ、総合的に判断を行った。

2-1, 熊本県における労働者の生計費

(1) 消費者物価指数等

2024年10月から6月までの熊本市の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)の対前年上昇率の平均は4.1%増であり、同期間の全国平均3.9%を上回る。また、食料にかかる消費者物価指数の熊本市の対前年同期比の推移に注目すると同期間の平均が8.1%と、より高い伸びを示している(出所:e-stat 政府統計の総合窓口【2020年基準消費者物価指数/長期時系列データ/都市階級・地方・都道府県庁所在市別中分類指数】)。さらに、「頻繁に購入する品目」の熊本市における小売価格の対前年増減率は8.22%増、「1ヶ月に1回程度購入する品目」の熊本市における小売価格の対前年増減率は8.6%増となっている(総務

省「小売物価統計調査」（構造編）。なお、「頻繁に購入する品目」および「1ヶ月に1回程度購入する品目」の数値は単純増減率であることから、実態反映に課題が残る点には留意する必要がある。加えて、消費者物価地域差指数（総合）都道府県別によれば、熊本県は令和6年度において全国15位となり、前年の22位から大幅に順位を上昇させている。また、令和6年度は福岡県を含む九州地方で最も高い数値を記録している。さらに、持ち家の帰属家賃を除く総合指数においても熊本県は全国13位と、相対的に高い消費者物価水準となっている（総務省「消費者物価地域差指数」（令和7年6月27日公表）別表1 10頁）。

(2) エンゲル係数

「エンゲル係数の上昇」は最低賃金近傍労働者の「家計に直接的な影響を与える」とされる（「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」2頁）。この点熊本県のエンゲル係数は、総世帯を見ると23.2（2021年）、24.5（2022年）、27.3（2023年）、26.2（2024年）となっており、勤労者世帯では23.3（2021年）、25.2（2022年）、26.6（2023年）、25.3（2024年）で推移している。年度によって多少のばらつきはあるものの、全体的には上昇傾向が見られる（典拠 総務省 家計調査 家計収支編）。また、熊本県における2024年の勤労世帯のエンゲル係数（25.3%）は、生活保護基準に基づく2級地-2（熊本県の場合荒尾市に該当する）の二人以上世帯（25.8%）と近接している（生活保護世帯のエンゲル係数は、厚生労働省「令和5年度社会保障生計調査結果の概要（令和7年3月13日）」に基づく）。この点で一部勤労世帯においては家計に占める食費の割合が過大であることが示唆される。以上のことから、熊本県内のとりわけ一部勤労世帯では、食費にかかる家計負担により表面的な所得水準に比して実質的な生活状況が厳しい傾向があることが見て取れる。

2-2. 熊本県における労働者の賃金

(1) 令和7年賃金改定状況調査結果

中央最低賃金審議会で「目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある」（「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」4頁）とされた賃金改定状況調査結果の第4表をみると、30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（Cランク）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.7%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（Cランク）は3.6%となっており、これも昨年の結果（3.1%）を上回っている。一般労働者、パート労働者ともに賃金上昇傾向にあり、その上昇率も増加している。

(2) 実勢賃金の状況

熊本労働局賃金室の調査によれば、県内ハローワークのパートタイム労働者の求人賃金の平均は令和6年6月の1,032.5円から令和7年6月には1,101円となり、6.63%増加している（8月7日第2回専門部会資料2-2）。また、熊

本県のパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額は令和7年3月の1,155円から5月は1,167円へと引き上げられており、同募集賃金下限額も令和7年3月の1,100円から令和7年5月の1,106円へと増加している（中央最低賃金審議会 第1回目安に関する小委員会資料No.1 主要統計資料 37－38頁）。したがって、熊本県のパート労働者市場全体の賃金水準は今年度に入っても上昇している。ただし、労働力確保のために、事業者が賃金を引き上げざるを得なくなっている可能性、および、これに伴い経営コストが増加している可能性には留意が必要である。

(3) 地域別最低賃金と賃金水準との関係

最低賃金と平均賃金の比率を示すカイツ指標(2024年12月)をみると、熊本県はフルタイム労働者では全国平均よりも高く、パートタイム労働者でも全国平均より高くなっている（(内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「地域課題分析レポート(2025年冬号)～地域における賃金の持続的な上昇に向けて～」(令和7年4月)42－43頁）。これを参考にすると、フルタイム労働者については平均賃金が最低賃金水準を大きく上回っているため、最低賃金引き上げがフルタイムの雇用や賃金水準に与える影響は限定的である。とりわけ熊本県では、九州他県(福岡を除く)と比較してカイツ指標が低いため、相対的に影響はさらに小さい。一方、パートタイム労働者については、フルタイム労働者に比べカイツ指標が高く、最低賃金水準との距離が小さいため、最低賃金引き上げの影響を強く受ける。したがって、最低賃金改定は事業主の負担につながりやすいが、同時に、最低賃金の引き上げが地域のパート労働者の賃金水準の改善に直結しやすいということもできる。

2－3、熊本県における通常の事業の賃金支払能力

「通常の事業の賃金支払能力」について政府は「個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力」と解している（内閣参質168第38号（平成19年11月6日））。また中央最低賃金審議会においては、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料に基づき議論している。本公益委員見解もこれらに倣い、特定の産業の業況や企業の状況によらず客観的な各種統計資料に基づき判断した。

(1) 県内経済の動向

熊本県における関係指標をみると、県内の経済情勢については「物価上昇の影響が見られるものの、緩やかに回復している」とされる。ただし、先行きについては「物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、金融市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている点には留意が必要である（九州財務局総務部経済調査課「熊本県内の経済情勢について」（2025年7月15日）2頁）。また、財務省九州財務局「法人企業景気予測調査（熊本県の概要）3－7頁」によると、現状判断（令和7年4～6月）としては製造業、非製造業ともに「下降」

超であり、規模別には大企業が「上昇」超であるものの、中堅、中小企業が「下降」超となっている。先行きを全産業でみると年7～9月期は「上昇」超であり、法人景気予測では景気回復傾向にあることが読み取れる。従業員数判断では現状判断が「不足気味」超であり、先行きも全産業で「不足気味」超で推移する見通しとなっており、今後も人手不足が継続するものとみられる。さらに、「日本銀行熊本支店「熊本県の金融経済概観」（2025年7月1日）1頁」では、「熊本県内の景気は緩やかに回復している。先行きについては、海外の動向や資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動等の影響を注視していく必要がある」とされている。

(2) 県内企業における価格転嫁の状況

「中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査結果」（2025年6月20日）3～9頁」によれば、価格転嫁にかかる全国的な状況としては2024年9月から2025年3月までの間に価格交渉が行われた企業の割合は86.4%から89.2%に増加しており、労務費の転嫁率も44.7%から48.6%にわずかながら上昇している。一方、「熊本県商工会連合会説明資料（2025年8月12日第3回専門部会）6頁」によれば「全体としては価格転嫁の動きは進みつつある（価格転嫁できている68%→77%）ものの」「不十分であるとの回答が7割を占め、依然として事業者の経営を圧迫している状況が続いている」とされる。また、労務費の転嫁は原材料費や燃料代等と比べて困難な状況であるとされる。調査方法が同一でないことから単純比較はできないが、以上の結果からすると、県内企業の労務費の価格転嫁の状況には依然として課題が残り、また、十分な価格転嫁ができているとする事業者は少ない。ただし、熊本県商工会連合会の上記説明資料によれば、価格転嫁が不十分と回答した事業者の中でも、321社中241社では4割から9割の価格転嫁がされていることには留意する必要がある。

厚生労働省「令和6年度版労働経済の分析」（（令和6年9月）77頁）によれば「企業の資本金規模別の労働分配率をみると、2014年以降の景気拡大局面では、全ての資本金規模において労働分配率は低下傾向にある。2020年の（新型コロナウイルス）感染拡大による景気後退の影響により企業収益が悪化し、労働分配率は大幅に上昇したが、翌年以降は、経済社会活動の活発化に伴い、企業収益が増加したことで、低下がみられる」とされる。もっとも、中小企業と大企業における労働分配率に差異がある実態に留意する必要がある。中小企業の労働分配率は大企業に比べて高い傾向にあるといわれており、熊本県内の事業者の少なくとも数が中小企業であるとする、後述するように付加価値額に着目することも重要となる。

(3) 県内企業の名目労働生産性

名目労働生産性の伸びは、最低賃金の引き上げ余地を規定するとされる。すなわち、生産性が高まれば、企業はより多くの付加価値を生み出せるため、賃金を上げて持続可能になる。一方、生産性が低いのに最低賃金だけ引き上げると、中小企業や労働集約的産業で負担が大きくなりやすい。すなわち、「最低賃金政策の議論においては、表面的な「地域間格差の是正」だけでなく、その背後にあ

る構造的な生産性の違いに目を向ける必要がある。まず、最低賃金は生産性に応じた水準に設定することが重要である」とされる（村瀬拓人、西岡慎「Research Focus 東京と地方で広がる生産性格差 ―「集積の経済」で高度化する東京、最低賃金に影響も―」No. 2025-027（2025年7月29日）6頁）。ここでの名目労働生産性は、一人の就業者がどれだけの付加価値（経済的な成果）を生み出しているかを、物価変動を調整せずに金額ベースで測った指標とされ、名目GDP÷就業者数によって算出されている。2022年度の名目労働生産性は、東京都の1,225万円/人を筆頭に各県の状況によるが、九州では福岡県（778万円/人）熊本県（751万円/人）佐賀県（723万円/人）長崎県（695万円/人）宮崎県（695万円/人）等となっており、2022年度の熊本県の名目労働生産性は宮崎県・長崎県・佐賀県よりも高い。（内閣府のHPに掲載された各県の県民経済計算に基づき独自に算出）名目労働生産性が宮崎県・長崎県・佐賀県より高いということは、最低賃金の引き上げに耐えうる「支払能力」はこれらの県よりやや大きいと解釈できる。その要因として、熊本県には製造業の集積があり、TSMCの進出に伴いこのような産業構造が強化されている側面があることから、他県と比べると、比較的付加価値を生みやすい産業構造を持っていることが考えられる。

3 令和7年度熊本県最低賃金の改正について

当審議会は、熊本県の経済・雇用の実態を見極めつつ、消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響などに十分配慮し、データに基づき熊本県最低賃金額を検討するものである。

法定3要素のうち、(1)労働者の生計費については、消費者物価指数が高い水準で推移しており、とりわけ、生活に必要な食料の増加率が高く(8.1%)、最低賃金近傍労働者の生計費の負担となっていることが、エンゲル係数からも看取できる。(2)労働者の賃金については、連合熊本の「2025年春季生活闘争 第4回（最終）賃上げ回答集計結果」によれば、事業者全体では4.93%増、中小では5.18%増といずれも昨年を上回る数値となり、大企業よりも中小企業の引き上げ率が高くなっている。また、事業者の賃金支払能力を勘案した賃金支払状況を示す指標であると考えられる「賃金改定状況調査結果」の第4表をみると、30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（Cランク）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年（2.7%）を上回る結果になっている事も注目に値する。さらに、熊本県の実勢賃金においては、熊本県のパート労働者市場全体の賃金水準が昨年の6月以降、今年度に入っても継続して上昇しており、これらを総合的に勘案すれば、熊本県の事業者全体としては賃金原資の確保が可能な状況にあることが見て取れる。(3)県内事業者の通常の賃金の支払能力については、労務費の価格転嫁の状況について依然として課題は残るものの、価格転嫁が不十分と回答した事業者の中でも、321社中241社では4割から9割の価格転嫁がされている。また、事業者の賃上げに伴う各種助成政策についても周知や活用が図られつつある（8月7日第4回本審資料2-2）。以上のことから、県内事業者においては相対的により多くの事業者において、一定程度の価格転嫁が実現で

きるような環境が整備されてきていること、併せて、賃上げを後押しする各種助成政策の活用余地が拡大していることに伴い、一定の賃金の支払能力の確保が可能であると評価できる。(4) これらに加えて本公益見解では、本県の特徴的な実情として、賃金水準に基づく人材流失についても勘案した。たとえば、本県の外国人労働者数は21,473人で過去最高を更新し(令和6年10月末時点)、その増加率は全国13位となっている。とりわけ「農業、林業」に従事する外国人労働者数は全国3位となっており、これらの事業継続に欠かせない労働人材となっている。しかしながら、「技能実習」から転職や事業所変更が認められる「特定技能1号」へ移行した際の転出超過数において、熊本県は全国ワースト第4位(令和4年12月末時点)となっており、賃金水準の高い関東、近畿等への流出が顕著であることが課題として指摘されている(熊本県「令和7年度第1回 熊本県外国人材との共生推進本部会議資料」(令和7年6月6日)5-12頁)。

上記の諸要素を総合的に考慮した結果、本公益見解においては、令和7年度熊本県最低賃金について、特に労働者の生計費負担との関連性が高い消費者物価指数のうち、食料の増加率(8.1%)に着目するとともに、中央最低賃金審議会公益見解並びに熊本労働局長諮問に係る「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」に基づく「物価上昇を1%程度上回る賃金上昇」が望ましいとの見解も併せて考慮した。その上で、現行最低賃金952円から9.1%(86円)引き上げた1,038円を念頭に置き、その妥当性について一層慎重な検討を重ねることとした。その結果、本県の状況は概ね上記のように整理できるものの、労働力確保の必要性から事業主が負担能力を超えて賃金を引き上げるケースや、これに伴う労務費等のコスト増加分を全て価格転嫁できていない事業者の存在が推認できること、また、事業者ヒアリングに基づき、業種によっては生産性向上が難しく、大幅な最低賃金引き上げにより賃金支払が困難になってきている状況にも留意する必要があること、さらに、令和7年8月10日に熊本県で発生した大雨被害が県内経済へ与える影響についても注視が必要であることを踏まえ、現行の952円に82円を加えた1,034円とすることが妥当であるとの結論に至った。

熊労発基 0715 第 3 号
令和 7 年 7 月 15 日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長

金谷 雅也

熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特
定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、
その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 2 号）
申出年月日 令和 7 年 6 月 26 日
申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部
支部長 西 広継
- 2 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最
低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
申出年月日 令和 7 年 6 月 26 日
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 熊本地方協議会
議長 小材 和博
- 3 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平
成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）
申出年月日 令和 7 年 6 月 26 日
申出代表者 自動車総連 熊本地方協議会
議長 黒木 浩太

令和 7 年度 熊本県特定（産業別）最低賃金申出書に関する定量的要件について

業種	産業分類	適用 事業場数	① 事業所統計調査 の最新の結果に 基づく当該最低 賃金の適用労働 者数 (人)	② 申出必要 労働者数 (①の1/3) (人)	③ 当該申出に係る 労働協約の適用 労働者数 (人)	適用労働者 の割合 (③/①>1/3) (%)	現行の最 低賃金額 (円)	労働協約 による賃 金の最低 額 (円)
百貨店，総合 スーパー	I 5 6 1	28	3,757	1,253	1,738	46.26	855 ※ 1	955
電子部品・デ バイス・電子 回路、電気機 械器具、情報 通信機械器具 製造業	E 2 8 E 2 9 E 3 0	172	13,952	4,651	4,190	30.03	996	1,164
自動車・同附 属品製造業、 船舶製造・修 理業，船用機 関製造業	E 3 1 1 E 3 1 3	120	9,238	3,080	5,889	63.74	1,019	1,094

※ 1 最低賃金法第 6 条により熊本県最低賃金額「952円」が適用される。